

# 川西市戸建住宅賃貸化改修補助

- (R8年度) 子育て住宅総合支援事業補助金 -



川西市  
Kawanishi City

個人所有者又は転貸しようとする者が本市の子育て住宅促進区域内※にある戸建住宅（長屋含む）をサブリース契約（個人所有者が所有する戸建住宅を賃借し、第三者に転貸する契約）により、若年世帯（夫婦の合計年齢が80歳以下の夫婦（婚約、事実婚、同性婚等含む）のみの世帯、又は、高校を卒業するまでの子どもがいる世帯（出産予定、妊娠、養子、里親、ひとり親等含む）向けに賃貸化するために行う改修工事に要する費用の一部を補助します。

**補助額： 対象経費の1/2（上限60万円）※**  
**（交付申請期間） 令和8年4月1日～令和9年3月31日**

※予算額を超えた場合や令和9年4月1日以降に工事が完了する場合の申請分は、令和9年度予算での対応となります。  
この場合、制度改正等により補助額が変更となることがあります。

## 子育て住宅促進区域

兵庫県が、住まいや住環境が充実している又は充実させようとしている地域として指定した区域で、川西市では次の地域が「子育て住宅促進区域」として指定されています。

- ①日生ニュータウン（美山台、丸山台） ②大和団地（大和西、大和東） ③清和台（清和台西、清和台東）  
④けやき坂（けやき坂） ⑤多田グリーンハイツ（緑台、向陽台、水明台） ⑥鶯台（鶯台）  
⑦萩原台（萩原台西、萩原台東） ⑧湯山台（湯山台） ⑨鶯が丘（鶯が丘） ⑩南野坂（南野坂）  
※区域に含まれているかは、市HPに掲載の「子育て住宅促進区域図」にて、必ず、ご確認ください。

## 補助対象者の主な要件

- ①サブリース契約日前に事前エントリーを市へ行うこと
- ②「戸建住宅の個人所有者」又は「戸建住宅を借上げ、若年世帯又は子育て世帯に転貸しようとする者」であること
- ③当該住宅を若年世帯又は子育て世帯向けに賃貸住宅として活用することを目的としサブリース契約を（一社）移住・住みかえ支援機構（JTI）等と結ぶこと
- ④改修工事を行う事業者はサブリース契約を行う事業者以外とすること
- ⑤市区町村民税を滞納していないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑦過去にこの要綱に基づく補助を受けていないこと

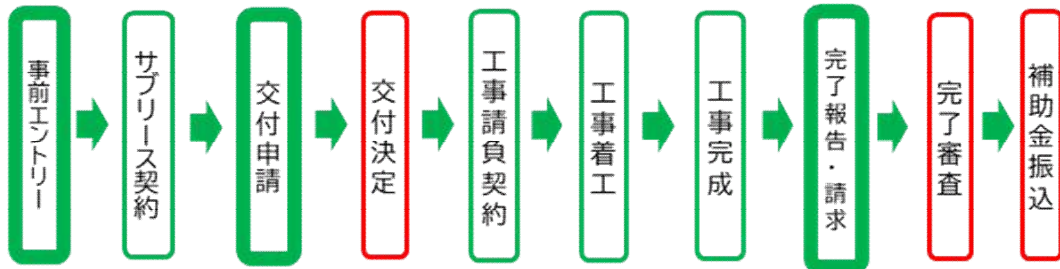
## 補助対象住宅の主な要件

- ①子育て住宅促進区域（ニュータウン）内にある個人所有の戸建住宅（長屋含む）であること
- ②延べ面積が55m<sup>2</sup>以上であること
- ③子育てにおける安全性の基準を1項目以上満たすこと
- ④建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること又は同等の耐震性能を有していること
- ⑤サブリース契約日が令和7年7月1日以降であること
- ⑥原則として改修後10年以上住宅として活用すること



## 申請手続きの流れ

□ →申請者・事業者の手続き（太枠は市に対する手続き）    □ →市の手続き



サブリース契約の締結前に事前エントリーが必要なほか、  
詳細は、必ず、市ホームページで、ご確認ください。 ⇒



川西市 都市政策部 住宅政策課  
電話番号：072-740-1205